

平成26年第5回岐阜市教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 平成26年3月27日(木曜日)午後3時30分
- 2 場 所 岐阜市役所南庁舎3階 教育長室
- 3 出席委員 後藤委員長、矢島委員、中島委員、小野木委員、早川教育長
- 4 説明のために出席した事務局の職員
島塚事務局長、長原事務局次長兼教育立市政策審議監、中本教育政策課長
丸山教育施設課長、服部学校指導課長、山田少年センター副主査(所長代理)、
小栗学校保健課長、種田岐阜商業高等学校事務長、内堀社会教育課長、
石原図書館長、小森科学館長、黒田歴史博物館長、松村青少年教育課長、
林中央青少年会館長、上松市民体育課長、長谷川教育政策課政策係長
- 5 職務のために出席した事務局の職員
鵜飼教育政策課主幹、後藤教育政策課副主査、真野教育政策課主任、
波賀野教育政策課主任主事、河原教育政策課主事、小川教育政策課主事
- 6 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 前回会議録の報告、修正及び承認
 - 第3 会議録署名者の指名
 - 第4 委員長及び委員長職務代理者の選挙
 - 第5 諸般の報告
 - (1) 平成26年第1回岐阜市議会定例会について(教育政策課)
 - (2) 岐阜市要保護及び準要保護児童生徒の認定について(学校指導課)
 - (3) 長良川中流域における岐阜の文化的景観選定に係る告示について
(社会教育課)
 - (4) 企画展「加藤栄三・東一 花・はな展」、「30年特別記念 フォト花の会 岐
阜展」について(歴史博物館)
 - (5) 徹明小学校・木之本小学校の統合について(教育政策課)
- 第6 議事

- (1) 第20号議案 岐阜市教育委員会事務局及び教育機関処務規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
- (2) 第21号議案 岐阜市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則制定について(教育政策課)
- (3) 第22号議案 岐阜市立幼稚園ことばの教室教育支援委員会規則を廃止する規則制定について(学校指導課)
- (4) 第23号議案 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則の制定について(学校指導課)
- (5) 第24号議案 岐阜市就学援助規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
- (6) 第25号議案 岐阜市立小中学校管理規則の一部を改正する規則制定について(学校指導課)
- (7) 第26号議案 岐阜市いじめ防止等対策推進条例施行規則の制定について(学校指導課)
- (8) 第27号議案 岐阜市社会教育委員会会議規則の一部を改正する規則制定について(社会教育課)
- (9) 第28号議案 岐阜市公民館条例施行規則の一部を改正する規則制定について(社会教育課)
- (10) 第29号議案 岐阜市ドリームシアター岐阜条例施行規則の一部を改正する規則制定について(青少年教育課)
- (11) 第30号議案 岐阜市青少年会館条例施行規則の一部を改正する規則制定について(中央青少年会館)
- ※ (12) 第31号議案 岐阜市教育委員会の附属機関委員の任免について(社会教育課)
- ※ (13) 第32号議案 岐阜市教育委員会臨時的任用職員及び非常勤嘱託職員等の任免について(教育政策課ほか)
- ※ (14) 第33号議案 平成26年度岐阜市教育委員会事務局及び教育委員会が所管する教育機関の人事異動について(教育政策課)

7 会議に付した事件

「6 議事日程」のとおり。なお※の議案は、秘密会形式で審議した。

8 議事の経過

午後3時30分開会開議

○**後藤委員長** 只今より、平成26年第5回教育委員会定例会を開会します。本日は、5人の委員が全員出席しており、会議は成立します。議事日程に従い、順次進めてまいりたいと存じます。前回の定例会の会議録については、出席委員において先程承認されました。今回の会議録の署名者につきましては、出席委員においてお願いします。

(「異議なし」との声あり)

○**後藤委員長** 議事日程第4の委員長及び委員長職務代理者の選挙に移る前に、本日の市議会におきまして、中島委員の任命に係る議会の同意が得られましたので、中島委員が再任されることとなりました。任期は、平成26年4月1日から4年間となります。中島委員から一言お願いいたします。

○**中島委員** もう1期務めることになりましたので、よろしくご指導お願いいたします。

○**後藤委員長** よろしくお願いいたします。それでは、議事日程第4の委員長及び委員長職務代理者の選挙に移りたいと思います。事務局は、説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** 例年どおり委員長及び委員長職務代理者の選挙をお願いしたいと存じます。法律の規定に基づきまして委員長の任期は1年となっております。後藤委員長におかれましては、平成26年4月19日をもって委員長の任期が満了します。本来であれば次期委員長の任期は平成27年4月19日までとなりますが、教育委員としての任期が来年の3月31日までとなっております、委員長の任期もそれまでとなります。したがって、今回は3月31日までの任期で選挙していただきたいと思います。職務代理者も同様に指定していただく必要がありますので併せてよろしくお願いいたします。

次に選挙の方法についてご説明申し上げます。選挙は、規則の規定に基づき、無記名投票により行い、有効投票の最多数を得た方を当選人といたします。

それでは、選挙に移りたいと存じますが、選挙を行う前に、推薦等のご意見はありますでしょうか。

○**早川教育長** 後藤委員長継続、職務代理者は矢島先生。

○**長谷川教育政策課政策係長** それでは、委員長選挙、委員長職務代理者選挙を順に

執り行いたいと存じます。まず、委員長選挙からお願いします。これからお配りします投票用紙に適任と思われる方の名前を記載いただき、投票箱に投票をお願いいたします。

(投票及び開票)

○長谷川教育政策課政策係長 ただいまの選挙の結果をご報告いたします。後藤俊彦委員 4 票、矢島潤一郎委員 1 票となっております。よって委員長選挙の当選人は後藤俊彦委員でございます。よろしくをお願いいたします。

続きまして、委員長職務代理者の選挙に移ります。同様にお配りします投票用紙に適任と思われる方の名前を記載いただき、投票をお願いします。

(投票及び開票)

○長谷川教育政策課政策係長 ただいまの選挙の結果をご報告いたします。矢島潤一郎委員 4 票、中島由紀子委員 1 票となりました。委員長職務代理者選挙の当選人は、矢島潤一郎委員でございます。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。皆さま、よろしく申し上げます。

○後藤委員長 それでは、平成 26 年 4 月 20 日から、委員長は私、後藤が、職務代理者は矢島委員が務めることになりましたので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元にあります議事日程をご覧ください。本日は諸般の報告 4 件、議案が 14 件ございます。また追加の報告が 1 件ございます。議事日程には、秘密会で審議すべき案件が記載されておりますが、このとおりに扱うことにご異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○後藤委員長 異議なしとのことですので、このまま進めます。では、日程第 5 の諸般の報告に入りたいと思います。順次事務局より報告をお願いします。

○中本教育政策課長 教育政策課です。よろしくをお願いいたします。1 ページにつきまして、差し替えをいたしました。全体に占める教育に関する質問の割合を表で示しています。質問総数は 100 件、そのうち教育に関する質問は 22 件あり、割合にして 5 分の 1 強と、教育への関心の高さが伺える結果となっております。岐阜市全体では、全部で 27 の部局がありますが、これと教育への質問件

数の割合を比較しますと、教育に関する関心の高さは明白であります。そのうち、学校教育に関わるものが14件、社会教育に関わるものが8件であります。学校教育・社会教育と満遍なく質問されたと考えております。

次に、質問された議員の質問内容を掲載しております。統廃合に関する質問が3件ありました。松原和生議員、石井議員、田中議員からであります。統廃合についての話は、後ほど改めてご報告申し上げます。

そのほか、(仮称)中央図書館についての質問が2件ございました。富田議員、江崎議員からで、いずれも図書館整備を応援するという趣旨でありました。

また、後ほどご報告いたしますが、先日長良川中流域における岐阜の文化的景観が国重要文化的景観に選定されたことを受け、杉山議員から、活用していつてはどうかという趣旨の質問がありました。

他に、FC岐阜に関する質問が2件ありまして、若山議員と大野一生議員からであります。いずれも支援の内容の質問であります。

以上であります。

○後藤委員長 議会に関わりまして、何か質問等ございますか。

○早川教育長 FC岐阜に対するふるさと納税はこれまで0件ですので、皆さまもよろしければ、ふるさと納税によるFC岐阜の支援をお願いします。

○後藤委員長 1件よろしいですか。留守家庭児童会に関しましては、教育委員会の所管ですが、過去の市議会の会議録を見ておりましたら、市長答弁の中で他の市町村事例を研究しながら早急に検討するよう教育委員会に指示をしたところであるとのことでした。間もなく開所する、子ども・若者総合支援センターについては市長部局に移管されるとのことですが、留守家庭児童会につきましても、所管部局についての議論はあるのでしょうか。市町村によっては教育委員会が所管ではないところもあると思いますが。

○松村青少年教育課長 現状、福祉部であったり、子ども部であったり、教育委員会であったりと、各市町自治体でまちまちの状況であります。岐阜市に関しましては、学校内で実施しているので、保護者の方も非常に安心安全と感じておられます。これを福祉部等の市長部局に移管となりますと、管理者をどうするのかといった課題があり、現状では難しいと思います。今後検討を要すると思いますが。

○後藤委員長 分かりました、ありがとうございます。他にはよろしいですか。

では、報告(2)についてお願いします。

○学校指導課 就学援助について、資料 27 ページをご覧ください。6 月、11 月、2 月の年 3 回の申請を受け付けております。今回は第 3 期、2 月末時点の状況です。表のとおり、要保護 15 名、準要保護 56 名を認定しております。

全児童生徒に対する割合が 13.4 パーセントとなっておりますが、ここ 3 年間は概ね 13 から 14 パーセントの割合となっております。リストラや倒産、母子家庭や父子家庭を理由に交付を申請している状況でございます。内訳については以降の資料をご覧ください。以上でございます。

○後藤委員長 何かご質問、ご意見等ございませんか。

○矢島委員 増加傾向から、最近は減少に転じていますね。

○後藤委員長 グラフを見ると、そのようですね。その一方で、要保護は増えているのですね。10%以上増えています。昨今の経済情勢の影響か、生活保護の家庭が増えているようですね。

○中本教育政策課長 先日、「内外教育」という教育情報誌に要保護・準要保護児童生徒の全国平均の割合が載っていました。値は、14%強でした。県別で見ますと、岐阜県は 7%程度でした。全国平均と比較しますと、岐阜県はかなり少ないですが、岐阜市は全国平均に近い状況であります。

○後藤委員長 では、報告(3)についてお願いします。

○内堀社会教育課長 社会教育課です。お願いいたします。資料の 33、34 ページをご覧ください。長良川中流域における岐阜の文化的景観選定についての告示についてでございます。併せまして、A3 のカラー写真資料を付けております。先ほど中本政策課長も触れましたが、昨年 7 月 29 日に岐阜市から文部科学大臣に対し申出書を提出し、11 月 15 日に国の文化審議会が文部科学大臣に対し答申いたしました。そして、先日 3 月 18 日に告示を受け、正式に国の文化財となりました。重要文化的景観は、全国で 43 件あり、都市の文化的景観としては 3 例目であります。面積は、約 331ha で、地図に示しました赤い線で囲った部分が重要文化的景観の範囲となります。その中の全てを一律に保護するわけではなく、重要な構成要素を選んで手厚い保護を受ける、国の補助を受けて修理し景観を維持するというものであります。資料に掲載いたしましたのは、代表的な建物であります。民間の建物や、公共の建物もありますが、

これらを修理する時に国の補助を受けることができます。また、文化的景観選定の告示を受けた旨を、翌 19 日に岐阜市の公式フェイスブックに載せたところ、約 3,000 人の方が閲覧、「いいね！」をつけた方が約 170 人と、短期間でありながら非常に反響がありました。「見慣れた風景が国に認められたことが非常にうれしい」といったコメントが寄せられていました。こういった成果を、もう少し実のあるものにしたいと考えております。観光振興やまちづくり、学校教育にも活用していくことができればと思っていますところがございます。今回の選定により、鶺鴒のユネスコ世界無形文化遺産への登録に向けて大きな弾みがついたのではないかと思います。来年度以降さらに調査を進める一方、条例等を整備する必要もあります。民家を修理する際にも国の補助が得られることになりましたので、地元の方への PR を進めながら着実に進めていきたいと思っている次第であります。以上です。

○**後藤委員長** 何かご質問やご意見はありますか。

○**島塚事務局長** 資料に載っているのは重要な構成要素の一部と思いますが、実際は、全体で何件くらいあるのか。

○**内堀社会教育課長** 建造物は 30 件です。

○**早川教育長** 文化的景観の重要な構成要素であると分かる、看板のようなものはないのですか。

○**内堀社会教育課長** 看板は告示されると作ることができますので、来年度以降に計画を立てて作っていきたいと思っています。地元の方が主人公ですので、よく相談しながら、風景に合うようなものを作っていきたいと考えております。

○**後藤委員長** ほかによろしゅうございますか。では、報告(4)についてお願いします。

○**黒田歴史博物館長** 歴史博物館です。お願いします。分館の加藤栄三・東一記念美術館の展示のご案内です。第 1 展示室と第 2 展示室でそれぞれ展示会を行います。第 1 展示室では、「花・はな展」を開催します。加藤栄三・東一ご兄弟は、花の命は短いですが、その命を永遠に表現できないかという思いから草花を描いておられますので、その作品の数々を展示いたします。資料 35 ページに載っております「古い壺」という作品につきましては、今年度購入したもので初めて展示をいたします。それから、第 2 展示室では、「30 年特別記念 フォト花の会岐阜展」を開催します。これは、二科

会を中心とした写真家の方々の作品展でございます。名誉会員である野田聖子衆議院議員が作品を出展される予定でございます。お時間がありましたら、ご覧いただければと思っております。以上です。

○後藤委員長 ご質問はございませんか。

○早川教育長 「古い壺」という作品は、どのくらいの大きさなのか。

○歴史博物館 縦が約 60 センチメートル、横が約 40 センチメートルです。

○後藤委員長 ほかにはよろしいですか。

○後藤委員長 ないようですので、別冊 4 の報告 (5) についてお願いします。

○長原事務局次長兼教育立市政策審議監 統廃合事業の状況を説明します。別冊 4 の 1 ページの資料 1 に、3 月 6 日に開催しました徹明小学校 PTA 説明会の意見の要旨を記載しています。3 月 3 日に統合の方針を決定後、徹明連合会長とお会いしましたが、地元は困惑しており、心を落ち着かせようとしているが、説明会の開催は容易ではないということでした。そこで先に、PTA の方への説明会を学校及び PTA 会長にお願いして、3 月 6 日に開催いたしました。当日は、マスコミもいらっしゃいました。説明会では、決定の理由に納得ができないという意見、結局人数で決めたのではないかという意見、2 月 28 日に徹明小 PTA の意見を聞く会を行い、3 月 3 日に急に方針が出てきたことへの不信感があるという意見、通学距離の差では納得できないので納得できる明らかな指標を示してほしいという意見、木之本小学校と徹明小学校の施設・校舎を比べると、徹明小学校の方が良いという意見、本荘中学校への通学は遠いので、自転車通学を認めてほしいという意見や、統合は子どもの負担が増えることしかないという意見などが出ました。最後に PTA 会長は、これからは前を向いてやっていきたいし、木之本小学校の子どもや地域の方と一緒に良い地区を作っていけたら良いという意見で会を結ばれました。PTA 会長から、市教委に対し、出席できなかった保護者向けの説明会を開いて多くの意見を聞いてほしいが、それに先立ち、地域の説明会を行ってほしいとの要望をいただきました。また、PTA でアンケートを行っているとも聞きました。その後、徹明自治会連合会長と地元説明会の日程を調整したところ、4 月 25 日の自治会総会后あたりで開催してほしいと言われましたので、4 月 28 日に、徹明地区での説明会を開きたいと考えております。また第 2 回目の説明会を 5 月 12 日あたりで開けるように進めてまいりたいと思っております。徹明地区で説明会を開き、木之本地区で説明会を開いた上で、統合準備委員会を再開して、部会の構成を決めていく段取りになるも

のと思います。

3ページの資料2以降は、岐阜小学校と明郷小学校の統合事務の流れです。3ページをご覧ください。岐阜小学校の統合事務の流れを示しています。平成17年8月に方針を決定し、校名部会を、平成18年1月に立ち上げました。学校の設置条例改正を行ったのが平成19年3月、そして、平成20年4月に開校しました。10ページの資料5をご覧ください。明郷小学校の時は、平成22年2月の政策会議で統合の方針が承認され、3月の統合準備委員会で、市の方針を説明いたしました。そして、5月の統合準備委員会で今後の進め方の協議がなされ、7月から地元説明会の開催、校名部会ほか各部会の立ち上げ、という流れでした。この時も、様々な反対意見が出たため、地元説明会がなかなか開かれず、7月まで伸びた経緯があります。いずれにいたしましても、4月末開催の徹明の地元説明会がスタートになると思います。そこから、2、3回の説明会を開催し、統合準備委員会を再開できればと考えています。以上です。

○後藤委員長 只今の説明に対して、ご意見やご質問はございませんか。

○小野木委員 説明会を2回開催するという事は、1回目と2回目で何か趣旨が違うのですか。

○長原事務局次長兼教育立市政策審議監 1回では来られない方もいるので、あらかじめ、2回の開催を想定した形で進めた方が良いのではないかと連合会長からご指摘いただきました。1回で済めばよいのですが、なかなか難しいというのが連合会長の見解です。

○小野木委員 同じ話をするということですか。

○長原事務局次長兼教育立市政策審議監 意見を聞く会という形になるかと思えます。教育委員会に委ねられ、決定した方針に対し、地元の方々が様々な意見をお持ちなので、その意見をお聞きし、お答えするという流れになるかと思えます。

○島塚事務局長 私の個人的な感想ではありますが、徹明の地域の方々はまだ全く了解していないという状況であります。今後の手続きは、校名を決定し、その校名に基づいて、設置条例改正という流れになります。連合会長は、地元の説明会で、地域の了解が得られない、地域が一つの方向にまとまらない状況では、準備委員会を開ける体制ができないという思いをお持ちです。したがって、長原次長が申しましたように、1回の説明会で方向性がまとまるのであれば、校名部会を開いて、すぐに条例改正という流れになりますが、現状では校名部会を開ける雰囲気ではありません。こ

のような状況を考慮し、2回程度は説明会を開催する必要があるという趣旨でございます。

○後藤委員長 統合の方針決定を教育委員会に委ねられた意味合いを地域で周知していただかないといけないと思います。委ねたという事実があるわけですし、私たちも委ねられた以上、責任を持って判断せざるをえない状況でした。先日の説明会では、私たちの意見に耳を傾けていただけない場面もあり、PTAの一部の方々の雰囲気の流れでしてしまっていました。今のような状況で良いのか、手を打つことがもっとあるのではないかと感じます。市議会定例会では、準備委員会でも話題に上がらなかった通学距離をなぜ統合先決定の判断基準としたかとの質問がありました。私は、先日の説明会でも申し上げましたが、話を聞こうという姿勢がなければ、何を申し上げてもご理解いただけないのです。どちらかに決定しなければならぬという現実があるわけですから、現場を見せていただき、皆さんで議論を深めてまいりました。通学距離による決定につきましては、客観的に見たほとんどの方が、その点で判断せざるを得ないと言われます。ところが、説明会では、議論がすれちがってしまっていたと思います。私たちの思いを受け止めていただける状況が弱かったように感じました。説明会で地元の方々にご意見を伺うことは言うに及びませんが、意見書が出されるまでの経緯をどのくらいご理解をいただいておりますのか、何か打つ手はないのかと思っています。

○早川教育長 学校は、住民にとって、一番近い地方自治の場であります。この問題を通して、地方自治と自分が関係しているということに気が付いた方々が多くおられるということです。そうした方々にとって、学校を残すという取り組みはやりがいのあることであり、我々との話し合いを重ねれば重ねるほど思いを強くしていると感じられます。PTAについて申し上げますと、PTAの中で反対しておられるのは、主に説明会の場で反対意見を述べられていた方々です。あの場で話されなかった方々に、ご意見をお書きいただければ、また違った意見が出てくると思われれます。今後は、統合のインセンティブをどう示すことができるかだと思います。一つは跡地利用です。方向性として形にしなければいけないということです。また、優れた教員を配置するというのであれば、保護者の理解も得られると思います。通学路の問題にも取り組みたいと思います。

いずれにしても、我々が実際に行政上約束できることを徐々に積み上げていき、理解を得るということでもあります。ご意見を伺い、両校が一緒になることは良いという意見もあり、最終的に決定したということを繰り返し伝えていかなくてはならないと思います。

○島塚事務局長 今教育長が申し上げたように、徹明の方にご理解いただけるインセ

ンティブを事務局で検討し、方向性を示していきたいと思います。順調にいけば、9月議会に設置条例の改正を上程したいと考えています。統合のスケジュールが伸びることのないよう、事務局で考え取り組んでまいります。

○**早川教育長** 跡地の活用は、まちづくりの活性化に役立つような、賑やかなものになればいいと思っています。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 人が集まるような施設であれば、地元の方々も喜ばれると思います。

○**島塚事務局長** 反対していらっしゃる方々には、今後の活用が見えない状況です。次回の定例会には、良いご報告ができるように進めてまいります。

○**小野木委員** 地元の方々への2回目の説明会の日程は決まっていますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 先ほど申しましたように、5月12日で設定したいと思っています。

○**島塚事務局長** 本当は、4月28日の説明会までに、先ほど話していたインセンティブに見通しがたっているといいのですが。何もない状態ではこれまでと同じ状況になる可能性もありますので第2回の説明会もご予定ください。

○**後藤委員長** 徹明の連合会長は、続投されますか。

○**長原事務局次長兼教育立市政策審議監** 4月の役員総会で決定されると思われます。

○**後藤委員長** 他はよろしいですか。ないようですので、議事日程第6の議事に移りたいと思います。第20号議案から第30号議案まで一括して事務局から説明をお願いします。

○**長谷川教育政策課政策係長** では、表紙の右肩に別冊1と記載された資料をお願いします。件数が多いため、それぞれ要点を簡略に申し上げます。まず、5ページをご覧ください。処務規則の一部改正です。教育委員会の事務の内容とその割振りについての改正で、要点は2点でございます。1点目、子ども・若者総合支援センターの設置に伴い少年センターを廃止しますので、少年センターの事務を削除します。2点目、5

ページの中ほどにある3番の組織上の特別の職の追加ですが、学校教育審議監という職を新たに設けるものです。学校教育審議監の事務の内容は、「学校教育に関する事務を掌理し、事務局及び課等の職員を指揮監督する職務」であります。誰がなるかにつきましては、この後、人事異動についてお諮りする際に申し上げたいと思います。

次に、11ページ、12ページでございます。教育委員会事務決裁規則の改正ですが、こちら少年センターが廃止となりますので、少年センターの専決の規定を削除するものです。その他、使用料の減免に関する各課長の専決事項の規定を若干追加しております。

次に、13ページにまいります。幼稚園ことばの教室教育支援委員会規則の廃止です。現在、各幼稚園にことばの教室を設置していますが、これまで、ことばの教室をご利用いただく際に、利用の承認を行う機関を設けておりました。しかし、ことばの教室が総合支援センターの幼児支援教室に引き継がれるので、ことばの教室の委員会を廃止いたします。

17ページにまいります。こちらは、義務教育諸学校の教科用図書採択検討委員会に関する規則です。平成26年度から、教科用図書の採択を岐阜市単独で行う旨、先般ご説明申し上げましたが、教育委員会が採択するにあたって、教育委員会の職員、学校の教職員、大学の先生、PTAの方々にお集まりいただき、採択について議論していただく場を設けるというものです。

次に20ページにまいります。就学援助規則の一部を改正する規則で、20ページの下線が引かれている3項目について、就学援助の対象に追加するものです。これまで、1号から6号まで援助対象としていましたが、今後、7号から9号を追加し、こちらについても給付を行うというものです。

次に21ページです。いじめ防止等対策推進条例施行規則です。こちらは詳しく説明いたします。24ページをご覧ください。今回、3つの組織の詳細を定めるということです。1月の定例会の際にご意見を伺った条例の中に、24ページの2, 3, 4に記載された組織の名前が出てきたかと思えます。まず、2番目のいじめ問題対策連絡協議会は、関係機関の連携強化を目的としています。組織の構成については、現在、県の中央子ども相談センターつまり児童相談所、岐阜市の小中学校校長、警察の方、弁護士の方、地方法務局の方、教育委員会の職員の計6人を考えています。

次に、3のいじめ問題対策委員会は、教育委員会に設置する附属機関で、委員構成の案としては、弁護士、大学の先生、臨床心理士、小中PTAの関係者の方、最後にいじめによりお子様が自ら命を絶たれたご遺族の方の計5人をお願いしたいと思っております。ご本人とは現在交渉中であります。

○早川教育長 大河内さんという方がいらっしゃいましたよね。

○**後藤委員長** 愛知県の方で、いじめにより亡くなったお子様のお父さんですね。

○**早川教育長** 弁護士でお願いする方は決まったのですか。

○**服部学校指導課長** 弁護士の方については、まだです。

○**長谷川教育政策課政策係長** それから、24ページ、一番最後の4の学校いじめ防止等対策推進会議として、各学校にいじめ防止等にあたる組織等を設けるというものです。これまで、生徒指導等、各部会等は当然あったわけですが、改めてこうした組織を位置づけて、対応にあたるということです。

次に27ページです。社会教育委員の会議規則の改正につきましては、規定の整理を行うものです。1月の定例会の際に、社会教育委員の任免の条例をお諮りしたかと思いますが、この社会教育委員の会議の実施に関する規定でございます。

31ページと35ページにつきましては、消費税の税率アップに伴いまして、公民館とドリームシアターの使用料の改定を行うものです。消費税改定に伴う使用料の改定のあらましについては、1月にご説明いたしました。こちらと同じように5%から8%に上がるため使用料の改定を行うというものです。

次に47ページ、青少年会館条例施行規則の改正です。47ページの中ほどに「改正の概要」を記載していますが、中央青少年会館が4月1日に、これまでの京町から、旧明德小学校の南舎、総合支援センターの南に移転いたしますので、それに伴い、開館時間を変更するものです。その他、規定の整理をいたします。

最後に、第25号議案で小中学校管理規則の改正を上程する予定でしたが、今回調整が間に合いませんでしたので、次回上程します。

規則について、第30号議案までご説明申し上げました。よろしく申し上げます。

○**後藤委員長** 一括してご説明いただきましたが、第25号議案を除き、ご意見やご質問はございませんか。

○**中島委員** 24ページのいじめ防止について改めてお尋ねいたします。4番目の各学校への設置ですが、これは、何かあった時に設置されるものなのか、定期的に集まっていたくものなのかどちらでしょうか。

○**長谷川教育政策課政策係長** 常設です。基本的に、学校ごとの組織は、学校の職員を中心に構成しています。カウンセラーの方を入れるか否かは学校ごとに判断していただく形になります。これまで、各学校でいろいろな体制をとっていますので、そういったものを活用しながら改めて位置づけていくのですが、その都度というわけでは

ありません。組織全般に言えるのですが、事態が起きてから設置しては、間に合いませんので、普段からその機関を設けて定期的にお集まりいただくとともに、発生したときには、即対応にあたる方針です。

○**後藤委員長** 組織機構に予め組み込んで準備していただかないといけませんね。

○**早川教育長** 今の話は、学校指導課も分かっているね。

○**服部学校指導課長** はい、必ず学校の組織の中に入れます。

○**後藤委員長** よろしいでしょうか。ほかにないようですので、第20号議案から第30号議案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○**後藤委員長** ご異議ございませんので、原案のとおり決することとします。続きまして、次回の会議の日程を確認したいと思います。

次回の定例会は、4月25日金曜日、午前9時30分から中央青少年会館研修室で行いますので、皆さま、よろしくお願ひします。

それでは、秘密会の審議に移ります。

(削除)

○**後藤委員長** それでは、教育委員会を閉会します。ありがとうございました。

午後4時50分閉議閉会